**平成２７年（フ）第２４号**
大分県竹田市大字竹田1855番地　加藤病院、住民票上の住所大分県竹田市大字次倉4842番地
債務者　堀　　宗寿
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
大分地方裁判所竹田支部

**平成２７年（フ）第３３４号**
宮崎市清武町加納２丁目38番地　エクセル加納Ⅰ－205号、前住所宮崎県日向市亀崎３丁目４番地　コーポ南風203号
債務者　黒木　砂織
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第３４０号**
宮崎市田野町甲4485番地32
債務者　吉野　正彦
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第８０号**
宮崎県都城市高木町4387番地３
債務者　永山　順也
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２７年（フ）第８３号**
宮崎県小林市堤2955番地10
債務者　内田　裕一
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２７年（フ）第８６号**
宮崎県小林市野尻町三ケ野山3695番地
債務者　有田由美子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２７年（フ）第１００号**
宮崎県日向市大字日知屋16199番地１
債務者　川崎　美香
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２７年（フ）第１０１号**
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字向山7019番地１
債務者　飯干　　繁
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２７年（フ）第１０２号**
宮崎県延岡市山月町３丁目4815番地４
債務者　後藤　静恵
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２７年（フ）第３７３号**
鹿児島県鹿児島市平之町３番15―401号
債務者　上野　幸恵
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２７年（フ）第６３号**
鹿児島県大島郡与論町大字那間837番地１
債務者　大原　重盛
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２７年（フ）第７４号**
鹿児島県奄美市笠利町大字笠利571番地
債務者　山田　正市
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２７年（フ）第２１２号**
秋田市土崎港北１丁目４番６号
債務者　小野　　章
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１０５号**
福島県郡山市喜久田町字赤沼向１番地の55
債務者　柳沼　君子
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２７年（フ）第１５号**
東京都北区田端１丁目11番１―206号勘五郎ビル、前住所兵庫県宝塚市旭町１丁目14番20―301号
債務者　渡邊　正惠
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２７年（フ）第２４５号**
神戸市西区伊川谷町有瀬1516番地　サンハイツ生田Ａ―305号
債務者　太田　政幸
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２７年（フ）第２４６号**
兵庫県明石市旭が丘15番20号　土肥マンション105号
債務者　寺井建設ことエクステリア永和こと　寺井　正機
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係